

# 「ベビーシッター派遣事業（多胎児分）割引券」概要

## 1. 派遣事業について

本事業は、仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成に寄与することを目的として、児童手当法に規定する事業主に雇用される者が、ベビーシッター業者が提供するサービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するもの

## 2. 事業の実施者

公益社団法人全国保育サービス協会

## 3. 開始時期：令和8年4月30日

## 4. 利用対象者

九州大学の教職員（非常勤を含む）

※義務教育就学前の双子児等多胎児を養育していること

## 5. 対象児童年齢及び割引金額

対象児童	義務教育就学前の双子	義務教育就学前の三つ子以上の多胎児
1枚あたり	9,000円	18,000円
利用上限枚数（日）	1家庭1枚	
利用上限枚数（年度内）	原則1家庭2枚	1家庭4枚

※利用料金が2,300円未満の場合は割引対象外

※協会が発行する他の割引券と同日使用不可

## 6. 利用時の注意事項

①利用者の家庭内での保育及び保育所等への送迎を依頼する場合に限りです。

（ベビールーム等利用者の家庭以外での保育や送迎のみの利用には使用できません）

②ベビーシッター業者は、公益社団法人全国保育サービス協会の認定業者に限りです。

※割引券を利用するにはベビーシッターの従事要件が定められています。あらかじめ「割引券を利用する」ことをお伝えの上、依頼してください。

③所得税の取扱いについて

令和3年1月より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。）について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。

※詳細は ACSA ポータルサイト (<https://bs-ticket.jp/>) 内の、「多胎児分の詳細はこちら」をご確認ください。

# 「ベビーシッター派遣事業（多胎児分）割引券」 利用手順

※電子割引券での運用です。

## 1. ベビーシッター会社と利用契約の締結

全国保育サービス協会が指定する事業者と事前に利用契約を締結してください。その際、利用契約書に以下の事項が記載されているかをご確認ください。

- ・事業者の住所・名称・代表者の氏名
- ・利用者の住所・氏名
- ・サービス内容・料金
- ・事故の場合の事業者の免責事由
- ・その他必要な事項

<公益社団法人全国保育サービス協会 割引券取扱事業者一覧 URL>

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm)

## 2. 割引券の配布申請

通常分の割引券と異なり、お申込みいただいてから購入手続きをいたします。お渡しできるまでにお時間をいただきますので、ご希望の場合はお早めにご連絡ください。

お申し込みの際は、以下の<添付書類>を添えて、ベビーシッター派遣事業（多胎児分）申込書を男女共同参画推進室宛にご提出ください（メール・持参・郵送・学内便いずれも可）。

<添付書類>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者との請負契約書の写し、もしくは、注文書、利用申込書等請負によりサービスを提供していることがわかるものの写し</li><li>② 母子手帳の写し、もしくは、住民票等親子関係がわかるもの、お子様の生年月日が記載された書類の写し</li></ul> |
|--|

## 3. 割引券の配布

男女共同参画推進室で提出いただいた書類の必要事項を確認の上、電子割引券 URL をメールでお送りします。その際、確認のため必ず受領された旨をメ

ールでお知らせください。

#### 4. ベビーシッターサービスの利用

割引券利用方法は以下いずれかになります。

㊦利用者側でベビーシッターが提示する QR コードを読み取り認証

㊧利用者側で SP サービス店舗識別コード入力

ベビーシッターサービスの利用終了時に、スマートフォンで電子割引券 URL から割引券画面を表示し、利用登録を行ってください。

#### 5. 男女共同参画推進室への報告

利用がお済みになりましたら、メールで男女共同参画推進室までご連絡ください。併せて、申請時から未使用割引券が発生した場合、枚数と理由をお知らせください。

男女共同参画推進室

メールアドレス：sitter@danjyo.kyushu-u.ac.jp

以上